

犯罪収益移転防止法改訂に伴う必要な書類等お知らせ(法人のお客様向け)

拝 啓 平素は格別のご愛顧を賜り深謝申し上げます。

さて、平成 28 年 10 月 1 日より「犯罪収益移転防止法」が改正されます。それに伴いまして、経済産業省と警察庁の指導のもと、当社で定めます必要書類を同日より変更いたします。既にご登録の上、お取引を頂いておりますお客様におかれましても、改めてご協力して頂く場合がございますため、お願い申し上げます。

■ 1回のお取引で 200 万円超となる場合の、お客様の必要書類

※銀行振込みを希望される場合も対象となります。

お取引に必要な書類

【1】履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の原本 ※発行日より 3 か月以内のもの

契約書を必要とする取引の場合は別途、印鑑登録証明書(原本※発行日より 3 か月以内のもの)が必要となります。

【2】代表者(実質的支配者)様の本人確認書類(原本) ※本人確認書類は宅配買取の場合のみカラーコピー可(両面コピー必須(マイナンバーカードは表面のみで可))

1. 顔写真付きの本人確認書類の場合

次に掲げるいずれか1点の本人確認書類が必要となります。運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード(マイナンバーカード)、もしくは 顔写真貼付・住所・氏名・生年月日が記載されているもの

2. 顔写真なしの本人確認書類の場合

次に掲げる A)、B)の本人確認が必要となります。

A)各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、児童扶養手当証書、住民票(※発行日より 3 か月以内)など いずれか2点

B)本人確認書類に掲載の住所まで取引関係文書を転送不要郵便などで送付いたします。

留意事項)

・代表者様または取引担当者の住居が本人確認書類と異なる場合には、納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書などの本人確認書類の提示または 送付を受け現在の住居を確認します。

※領収日付の押収、または発行年月日の記載のあるもので、提示または送付を受ける日の前 3 か月以内のもの に限ります。※実質的支配者の定義については別紙参照

【3】古物商許可証原本(宅配買取の場合はカラーコピー可) ※古物営業法規定によりお持ちでない方は、『一般』扱いとなります。一般のお客様は古物営業法に基づき、商品のコピーを取らせていただきます。ただし、古物営業法に該当しない製造メーカーや加工業者様の在庫処分品や、純金等の材料の売却には必要ありません。

【4】委任状(代表者様以外の担当者様のお持ち込みの場合に必要となります)
※犯罪収益移転防止法内のハイリスク取引防止、経済産業省資源エネルギー庁発行の疑わしい取引防止のため登録していただいた代表者様以外の従業員様、または従業員様以外が担当の際は、委任状と下記本人確認書類が必要となります(※従業員様でない場合は関係を証明する書類などもご提出いただきます。)

1. 顔写真付きの本人確認書類

次に掲げるいずれか1点の本人確認書類

運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード(マイナンバーカード)、もしくは 顔写真貼付・住所・氏名・生年月日が記載されているもの

2. 顔写真なしの本人確認書類

各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、児童扶養手当証書、住民票(※発行日より3か月以内)などいずれか2点

・担当者様が変更となった場合、上記書類は都度必要になります。また顔写真付きの本人確認書類がない場合、担当者様の本人確認書類に記載されている住所まで取引関係文書を転送不要郵便などで送付させていただきます。委任状の発行は一度で構いませんのでご協力お願いいたします。代表者様以外の従業員様が初回取引に来社された際には、代表者(実質的支配者)様に電話にて確認させていただきます。取引の経緯などもお伺いさせていただきますのでご了承ください。

・法人名、法人住所、電話番号、代表者様名、事業形態、職業欄、取引目的、支払形態、振込口座情報などを当社必要書類にご記入いただきます。お取引の経緯などもお伺いさせていただきますのでご了承ください。

※今回の法改正では、実質的支配者の確認を自然人まで遡ること、外国PEPs(重要な公的地位にある者)との取引は厳格に行なうことが定められています。

犯罪収益移転防止法規定に従い、お客様にお願いしております事をご理解下さいますようお願い申し上げます。

詳しくは、警察庁JAFICのホームページをご確認願います。

JAFIC ⇒ <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

本件に関してご不明な点は、ご遠慮なくお問い合わせください。

敬具